

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          電気事業者の分社化に伴い、電気の供給に関連して必要となる取引で、分社化する前は内部取引として扱われていた取引が外部化してグループ会社間取引として扱われることにより生ずる、各事業年度の収入金額。</p> <p>・ 特例措置の内容          電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、電気事業者の分社化に伴い電気の供給に関連して必要となる取引のうち、従前の内部取引からグループ会社間取引となるものに係る収入について、収入金額から控除する。</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法 第72条の24の2 地方税法施行令 第22条 等 〕	
減収見込額	[初年度] ( - ) [平年度] ( - ) [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的          電力システム改革の一環である一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること（「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要）。</p> <p>(2) 施策の必要性          電力システムに関しては、「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月閣議決定）に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月成立）により、発電事業・一般送配電事業・小売電気事業をいずれも営む電気事業者については、平成32年4月1日までにその一般送配電部門を法的に分離（分社化）することが義務づけられたところ。</p> <p>他方、地方税法上、電気供給業においては、その法人事業税の算定方式として収入金額を課税標準とする方式が採用されており、電気の供給に関連して必要となる取引により生ずる収入金額を課税標準として法人事業税が課されている。</p> <p>このような中で分社化を行った場合、分社化する前は内部取引であった取引が不可避免的に外部化してグループ会社間取引（法人間取引）として扱われることにより、当該取引の対価は、いずれの法人でも課税標準を構成することから、分社化前後で経済実態に変化がないにもかかわらず、二重課税の発生により、法人事業税額が増加する恐れがある。</p> <p>このため、電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税の増税を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させるため、本施策が必要。</p>	
本要望に対応する縮減案		
	ページ	3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月閣議決定）に基づく電気事業法の改正により、発電事業・一般送配電事業・小売電気事業を営む電気事業者については、平成32年4月1日までにその一般送配電事業を法的に分離（分社化）する必要がある。
	政策の達成目標	一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	その他（「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要）
	同上の期間中の達成目標	一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	10社（すでに分社化を実施した東京電力と、平成32年4月1日までに分社化を実施する必要のある旧一般電気事業者9社）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税の増税を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離をより一層円滑に実施させることとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料再処理準備金（国税・法人税）</li> <li>・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税）</li> <li>・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税）</li> <li>・軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業者にとって不可避な分社化による二重課税の発生並びに法人事業税の増税を防ぎ、もって一般送配電部門の法的分離のより一層円滑な実施に寄与することから妥当性を有する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	3—3